

平成 25 年度予算の暫定予算に伴う交付決定前着工の承認について（緊急要望）

公益社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟
理事長 落合偉洲

平成 25 年度国家予算は、50 日間の暫定予算が編成され、本予算の成立が遅れるところとなりました。

このため、すでに提出済の平成 25 年度文化財保存修理事業申請の国庫補助事業交付決定も遅れることとなります。

重要文化財建造物保存修理事業においては、台風や積雪などの自然環境の影響を受けることが多いため、それを見越した事業計画が作成されています。大規模工事については、その事業の効率的執行のために、数年にわたる事業計画が作成されています。

このため、4 月の交付決定が遅れますと、台風期や積雪期までに施工することが困難となり、事業計画に支障が生じることとなります。

継続事業の場合には、交付決定前の事業経費が全額所有者の負担となるなど、所有者にとってはたいへん厳しい状況となります。たとえ工事を休止しても、機材の賃借料等の発生により、補助事業以外の所有者負担が増大することとなります。

については、下記の影響を回避するため、災害復旧事業で認められています「交付決定前着工(事前着工)」が文化財保存修理事業においても認められるよう、切に要望します。

【暫定予算に伴う影響】

2 か月間の事業休止に伴う事業期間の変更

- 台風前や積雪前までの施工が困難になり、修理事業の年度内完了が困難
- 継続事業については、
 - ・ 工期変更に伴う事業期間の長期化
 - ・ 事業休止後の作業要員や特殊機材の再手配等による事業期間の長期化
 - ・ 交付決定までの事業は補助対象外となるため、所有者負担の増大
 - ・ 工事を休止しても機材の賃借料等の発生により、補助事業外の所有者負担の増大
 - ・ 契約変更に伴う保証金が発生し、所有者負担の増大
 - ・ 休止期間の工事現場の管理の問題